

## 戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置に関する不服対応要領

平成27年10月21日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成27年3月19日市長決裁。以下「措置要綱」という。）に基づく措置について不服がある場合に、その苦情の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象となる措置)

第2条 この要領の対象となる措置（以下「入札参加停止措置等」という。）は、戸田市建設工事等入札参加資格に関する規則（平成25年規則第6号）及び戸田市物品購入等入札参加資格に関する規則（平成25年規則第19号）に基づき市の競争入札に参加する資格を有する者に対して行う次に掲げるものとする。

(1) 措置要綱第3条に基づく入札参加停止の措置

(2) 措置要綱第11条に基づく警告の措置

(苦情処理の協議による解決)

第3条 前条に掲げる措置を受けた者で、当該措置に関して不服のある者は、直ちに第4条に定める手続きによらざるを得ないと認められる場合を除き、まず、当該措置にかかる説明を総務部管財入札課職員に対して求め、協議による解決が図られるよう努めなければならない。

2 総務部管財入札課職員は、前項の規定により説明を求められた場合は、適切に説明を行い、協議による解決を図るよう努めなければならない。

3 前2項の規定の運用にあたっては、第4条に定める手続の行使を不当に制限しないよう留意しなければならない。

(苦情申立ての方法等)

第4条 第2条に掲げる措置を受けた者が、不服のあるときは、苦情申立書（第1号様式）を持参又は郵送により提出することにより、市長に対して苦情申立てをすることができる。

2 第2条に掲げる措置を受けた者が、当該措置について苦情を申立てるときは、当該措置に係る通知を受理した日の翌日から起算して14日以内（休日を含まない。）に行うものとする。

3 現に入札参加停止の措置を受けている者が、その後の事情変更にも関わらず、措置の解除又は措置期間の短縮が行われないことについて苦情を申立てるときは、当該入札参加停止の措置の期間内に行うものとする。

4 苦情申立書が郵便により提出された場合は、その郵便物の通信日付印によ

り表示された日に提出されたものとみなす。

5 苦情申立書の提出先は、総務部管財入札課とする。

(苦情申立てについての周知)

第5条 入札参加停止措置等にあつては、当該措置にかかる通知書に、苦情申立てができることを記載するものとする。

(苦情申立てへの回答)

第6条 市長は、第7条により却下する場合を除き、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して7日以内(休日を含まない。)に苦情申立てに対する回答書(第2号様式)により回答するものとする。ただし、多数の苦情申立てがあるときその他やむを得ない事情があるときは、回答期限延長通知書(第3号様式)により回答期限を延長できる。

(苦情申立ての却下)

第7条 市長は、苦情申立てが第2条の要件を欠くとき又は申立期間の徒過その他客観的かつ明白に苦情申立ての事由を欠くと認められるときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して7日以内(休日を含まない。)にその申立てを却下することができる。

2 苦情申立ての却下は、申立者に対して苦情申立却下通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(対応結果の公表)

第8条 市長は、申立者に回答を行ったとき又は申立てを却下したときは、苦情申立書及び苦情申立てに対する回答書又は苦情申立却下通知書の写しを、閲覧による方法等により速やかに公表するものとする。

2 前項の公表期間は、公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。

(入札参加停止措置等の効力)

第9条 苦情申立ては、入札参加停止措置等の効力を妨げないものとする。

附 則

この要領は、平成27年10月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

年 月 日

## 苦 情 申 立 書

(宛先)

戸田市長

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

- 1 対象となる措置
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 不服のある事項
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 3 苦情申立ての根拠

注：この申立書は、回答書又は却下通知書とともに公表されます。

第2号様式

第 号  
年 月 日

苦情申立てに対する回答書

様

戸田市長 氏 名 印

年 月 日付けで申出があった件について、下記のとおり回答  
します。

記

- 1 対象となる措置
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 不服のあった事項
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 3 苦情申立ての根拠
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 4 回 答
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 5 担 当

第3号様式

第 号  
年 月 日

## 回答期限延長通知書

様

戸田市長 氏名

年 月 日付けで申出があった件について、下記のとおり回答  
期限を延長します。

### 記

- 1 延長前の回答期限  
年 月 日
- 2 延長後の回答期限  
年 月 日
- 3 延長日数  
日間（休日 日間を含めない）
- 4 延長理由
- 5 担 当

第4号様式

第 号  
年 月 日

苦情申立却下通知書

様

戸田市長 氏 名

年 月 日付けで申出があった件について、下記のとおり却下  
します。

記

- 1 対象となる措置
- 2 不服のあった事項
- 3 苦情申立ての根拠
- 4 却下した理由
- 5 担 当